2　防衛大臣は、前項各号に掲げるオーストラリア軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該オーストラリア軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3　前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるオーストラリア軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　第一項第一号に掲げるオーストラリア軍隊　補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二　第一項第二号から第六号までに掲げるオーストラリア軍隊　補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4　第一項に規定する物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供は含まないものとする。

（オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の九　この法律又は他の法律の規定により、オーストラリア軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の定めるところによる。

（防衛省設置法の一部改正）

第二条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「医師である幹部自衛官となるべき者の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練

二　保健師及び看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練

三　保健師及び看護師である技官となるべき者の教育訓練

第十六条第二項中「医学」の下に「及び看護学」を加え、同条第三項中「第一項」を「第一項第一号」に、「、六年」を「六年とし、同項第二号及び第三号の教育訓練の修業年限は四年」に改め、同条第五項中「医学教育」の下に「又は看護学教育」を加え、同条第六項中「医学教育」の下に「及び看護学教育」を加え、「、当該設置基準」を「これらの設置基準の例により、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号及び第二十一条第一号の規定に基づき基準が定められている事項についてはこれらの基準」に改める。

第十七条の見出し中「医師国家試験」を「医師国家試験等の」に改め、同条中「防衛医科大学校卒業生」の下に「（前条第一項第一号の教育訓練を修了した者に限る。）」を加え、「規定する」を「該当する」に改め、同条に次の一項を加える。

2　防衛医科大学校卒業生（前条第一項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者に限る。）は、保健師助産師看護師法第十九条又は第二十一条の規定の適用については、同法第十九条第一号又は第二十一条第一号に該当する者とみなす。

第十八条中「）の」を「次項において同じ。）の」に改め、同条に次の一項を加える。

2　防衛医科大学校の学生であつて第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者は、非常勤とする。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の教育訓練又は同法第十六条第一項」を「又は第十六条第一項（第三号を除く。）」に、「から別表第八まで」を「、別表第六イ、別表第七、別表第八」に改める。

第四条の二第一項及び第五条第一項第三号中「から別表第八まで」を「、別表第六イ、別表第七、別表第八」に改める。

第十六条第三項中「第一項の」を「同項の」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中自衛隊法第百条の六の改正規定　公布の日

二　第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第十六条第三項の改正規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第一条中自衛隊法第三十三条の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定及び同法第九十九条第一項の改正規定、第二条の規定並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定（「の教育訓練又は同法第十六条第一項」を「又は第十六条第一項（第三号を除く。）」に改める部分に限る。）並びに次条の規定　平成二十七年四月一日までの間において政令で定める日

四　第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定（「から別表第八まで」を「、別表第六イ、別表第七、別表第八」に改める部分に限る。）及び同法第四条の二第一項及び第五条第一項第三号の改正規定並びに附則第三条の規定　平成二十九年四月一日までの間において政令で定める日

五　第一条中自衛隊法第百条の七の次に二条を加える改正規定　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日

六　附則第四条の規定　この法律の公布の日又は国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日のいずれか遅い日

（国家公務員の育児休業等に関する法律及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第二条　次に掲げる法律の規定中「の教育訓練又は同法第十六条第一項」を「又は第十六条第一項（第三号を除く。）」に改める。

一　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項の表第十二条第一項の項

二　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十六条第一項

（自衛隊員倫理法の一部改正）

第三条　自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、第三号及び第四号」を「及び第三号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十六条　削除

附則第一条第三号を削る。

総務大臣　樽床　伸二
防衛大臣　森本　敏
内閣総理大臣　野田　佳彦

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第百一号

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、平成二十四年度から平成二十七年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、平成二十四年度及び平成二十五年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる費用の財源を確保するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入により償還される公債の発行に関する措置を定めるものとする。